

四半期報告書

(第105期第2四半期)

コニカミノルタホールディングス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【四半期連結財務諸表】	29
2 【その他】	46
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	47

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月12日

【四半期会計期間】 第105期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 コニカミノルタホールディングス株式会社

【英訳名】 KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長 太田 義勝

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 東京03(6250)2080

【事務連絡者氏名】 経理部会計グループリーダー 比留田 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 東京03(6250)2080

【事務連絡者氏名】 経理部会計グループリーダー 比留田 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第105期 第2四半期連結 累計期間	第105期 第2四半期連結 会計期間	第104期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	532,971	277,831	1,071,568
経常利益 (百万円)	47,877	19,938	104,227
四半期(当期)純利益 (百万円)	29,279	11,651	68,829
純資産額 (百万円)	—	447,794	418,310
総資産額 (百万円)	—	973,855	970,538
1株当たり純資産額 (円)	—	842.27	786.20
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	55.19	21.96	129.71
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	52.08	20.72	122.44
自己資本比率 (%)	—	45.9	43.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	63,986	—	123,014
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△53,182	—	△76,815
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△25,526	—	△10,545
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	105,234	122,187
従業員数 (名)	—	37,876	31,717

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	37,876
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	175
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む）であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
情報機器事業	84,338
オート事業	59,295
メディカル & グラフィック事業	17,955
計測機器事業	2,103
その他事業	2,079
合計	165,771

(注) 1 金額は、売価換算値で表示しております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループ（当社及び連結子会社）は見込み生産を主としておりますので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

販売状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」において各事業の種類別セグメント業績に関連付けて示しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

	当第2四半期 連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
	百万円
売上高	277,831
売上総利益	123,296
営業利益	24,192
経常利益	19,938
税金等調整前四半期純利益	19,100
四半期純利益	11,651
	円
1株当たり四半期純利益	21.96
	百万円
設備投資額	17,588
減価償却費	17,763
研究開発費	21,038
	円
為替レート	
USドル	107.66
ユーロ	161.93

当第2四半期連結会計期間における当社グループの主要事業の販売状況につきましては、中核事業である情報機器事業では、昨年夏以降のサブプライムローン問題に端を発した金融不安が今や米国のみならず欧州、日本などグローバル規模で広がり、同事業にとって最大市場である欧州市場においても景気減速懸念が顕在化しはじめ、MFP（デジタル複合機）の販売に影響を与えました。また、景気減速が長引く米国市場では販売の伸び悩みに加えてUSドルに対する大幅な円高の影響を受けましたが、同市場での直販体制の強化を狙いとして本年6月に買収したDanka Office Imaging社を連結対象会社に加えたことで、同事業全体としてはほぼ前年同期並みの売上高を確保することができました。一方、戦略事業であるオプト事業では、大型液晶テレビ用VA-TACフィルム（視野角拡大フィルム）やBD（ブルーレイディスク）用ピックアップレンズ、パソコンなどの記録装置用ガラス製ハードディスク基板など当社の戦略製品の販売が、いずれも好調に推移しました。メディカル&グラフィック事業においては、デジタル化の進行により国内外市場でのフィルム製品の販売が伸び悩みました。これらの結果、当社グループの当第2四半期連結会計期間における売上高は277,831百万円となりました。

なお、USドルに対する円高などの為替換算影響により売上高が約96億円減少しました。

売上総利益につきましては、全社的にコストダウンの取り組みを強化しておりますが、販売価格の下落や原材料価格の高騰などの影響を吸収するには至らず、加えて本年度よりグループの会計方針の整備に伴い情報機器事業の一部販売会社でのサービス費用を販売費及び一般管理費から売上原価に計上変更したこと、棚卸資産の評価に関する会計基準の適用によりたな卸資産廃棄損を営業外費用から売上原価に計上変更したこと、及び税制改正に伴う減価償却費の増加などの影響もあり、123,296百万円となりました。また、売上総利益率は44.4%となりました。

なお、これら会計処理の変更による影響額は約110億円となり、売上総利益率を4.0ポイント押下げる要因となりました。

一方、販売費及び一般管理費では、情報機器事業のカラー及びプロダクションプリント分野を中心に研究開発費が増加しましたが、上述のサービス費用の売上原価への計上変更の影響もあり、99,103百万円となりました。

これらの結果、営業利益は24,192百万円、営業利益率は8.7%となりました。

営業外損益項目では、円高の影響により為替差損が3,138百万円発生したこともあり、4,253百万円の損失超過となった結果、経常利益は19,938百万円となりました。

また、特別損益項目でも、固定資産除売却損590百万円や事業構造改善費用783百万円などの計上により838百万円の損失超過となった結果、税金等調整前四半期純利益は19,100百万円となり、さらに法人税等及び少数株主利益を差し引いた結果の四半期純利益は11,651百万円となりました。なお、1株当たり四半期純利益は21.96円となりました。

当社は、平成18年5月にスタートした3ヵ年の中期経営計画「FORWARD 08」に沿って、「ジャンルトップ戦略（成長が見込まれる事業領域や市場に経営資源を集中して事業拡大を図り、その中でトップポジションの地位を確立する）」の遂行によって、当社グループの成長とグループ企業価値の最大化に取り組んでおります。

当第2四半期連結会計期間の設備投資につきましては、液晶パネルの基幹部材であるTACフィルム（液晶偏光板用保護フィルム）の第6製造ライン（兵庫県神戸市）が本年6月に竣工したのに続き、更に、平成21年秋の稼働を目標に同第7製造ラインの建設にも着手しました。このように注力分野において積極的に生産能力増強を行った結果、設備投資額は17,588百万円となりました。

また、当第2四半期連結会計期間の減価償却費につきましては、TACフィルムの第6製造ライン竣工や税制改正に伴う償却費増もあり、17,763百万円となりました。

なお、当第2四半期連結会計期間の為替動向につきましては、USドルは107.66円と大幅に円高が進行し、連結売上高を圧迫する要因となりました。また、ユーロは161.93円となりました。

主な事業の種類別セグメントの状況は以下のとおりです。

<情報機器事業：MFP（デジタル複合機）、プリンタなど>

（事業担当：コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社）

MFP分野では「ジャンルトップ戦略」の基本方針に沿って、国内外のオフィス市場において既設のモノクロMFPからの置換え需要が続くカラーMFP、並びに企業内印刷や商業印刷などで需要成長が見込まれるプロダクションプリント用高速MFPの販売に注力しました。

オフィス向けカラーMFPにつきましては、昨年度に中低速機から高速機まで5機種の新製品を投入しラインアップを一新した「bizhub（ビズハブ）シリーズ」に、本年8月には戦略商品として「bizhub C200」を加え、商品競争力の一層の強化を図りました。当社が強い販売基盤をもつ欧州市場を中心にカラーMFPの販売シェアの維持・拡大に努めましたが、同市場にも米国発の金融不安が波及し、フランス、スペインなど一部市場における新規設置は弱含みで推移しました。一方、長引く金融不安の影響を受けて新規リース契約に対する与信審査が厳格化するなど厳しい状況にある米国市場では、全般に販売不振の状況が続きました。

モノクロMFPにつきましては、本年5月に投入した新製品「bizhub 501・421・361」の3機種を中心に、中高速領域に重点をおいた販売強化に努めました。

企業内印刷部門や大手フランチャイズプリントショップ、商業印刷などをターゲットとして事業拡大に取り組んでいるプロダクションプリント分野では、従来機種から画質安定性や堅牢性を更に向上させた高速カラーMFPの新製品「bizhub PRO（ビズハブ プロ）C6501・C5501」を本年8月から発売開始し、欧米市場を中心として販売は順調に推移しました。

プリンタ分野では、プリントボリュームが見込まれる一般オフィスに販売の重点をおき、本年6月には毎分35枚の高速出力を備えた高速カラープリンタ「bizhub C31P/magicolor（マジカラー）5650EN」を、8月にはプリント/スキャン/コピー/ファックスのオールインワン型カラープリンタ「bizhub C20/magicolor 4690MF」の発売を開始するなどラインアップの拡充にも努めました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間における当事業の外部売上高は、USドルに対する大幅な円高などによる減収影響が約78億円ありましたが、Danka Office Imaging社が新たに連結対象に加わったこともあり177,067百万円となりました。営業利益は、会計制度の変更や新規連結による影響に加えて、欧米市場の市況悪化に伴う価格下落の影響、及び研究開発費の増加などもあり、15,173百万円となりました。

<オプト事業：光学デバイス、電子材料など>

（事業担当：コニカミノルタオプト株式会社）

ディスプレイ部材分野では、昨年11月に竣工したTACフィルム第5製造ラインに続き、本年6月には第6製造ラインが稼働開始し生産能力が増強されました。特に本年初めから投入したVA-TACフィルムの新製品に対する顧客からの評価は高く、大型液晶テレビでの搭載製品の拡大とともに韓国・台湾向けを中心に販売数量は大きく増加しました。

メモリー分野では、主力製品である光ディスク用ピックアップレンズは、BD用ピックアップレンズの販売は引き続き大きく伸ばしましたが現行製品向けの販売は調整が入ったため低調となり、全体としては前年同期を下回る水準で推移しました。ガラス製ハードディスク基板は、本年1月に竣工したマレーシア新工場での生産も順調に立ち上がり、ノートパソコンの需要拡大にも支えられて販売数量は大幅増となりました。

画像入出力コンポーネント分野では、コンパクトデジタルカメラ用ズームレンズの販売は納入先の生産調整の影響などにより落ち込みましたが、カメラ付携帯電話向けのマイクロカメラモジュールやレンズユニットは、国内向け、海外向けとも出荷数量は堅調に推移しました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間における当事業の外部売上高は58,383百万円となりました。また、営業利益では、液晶関連部材製造設備に対する税制改正に伴う減価償却費の増加もありましたが、10,114百万円となりました。

<メディカル&グラフィック事業：医療用製品、印刷用製品など>

(事業担当：コニカミノルタエムジー株式会社)

医療・ヘルスケア分野では、医療現場のデジタル化に伴ってX線フィルムに対する需要が減少する中、デジタルX線画像読取装置「REGIUS（レジウス）」シリーズなどデジタル機器の販売強化に注力しました。特に、診療所など小規模な医療施設におけるIT化支援を狙いに開発し、昨年6月から発売を開始した新製品「REGIUS MODEL 110」及び周辺システム「REGIUS Unitea（ユニティア）」は、その小型でかつシンプルな操作環境を提供する設計思想が医療画像診断の現場から高く評価され、同製品を中心にデジタル機器の販売は国内外市場で堅調に推移しました。

印刷分野では、印刷工程のデジタル化に伴ってフィルム需要が減少する中、デジタル印刷機やCTPプレートなどの販売拡大に努めました。当社が取り組みを強化しているオンデマンド印刷システム「Pagemaster Pro（ページマスタープロ）6500」は、景気減速に伴う国内外市場での設備投資の停滞の影響により伸び悩みました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間における当事業の外部売上高は、海外向けを中心としたフィルム製品の販売減少により34,945百万円となりました。また、営業利益は1,438百万円となりました。

<計測機器事業：色計測機器、医用計測機器、三次元計測機器など>

(事業担当：コニカミノルタセンシング株式会社)

当事業では、当社独自の光計測技術を活用して、産業用の色彩計・色彩輝度計・三次元形状測定器、及び医療用のパルスオキシメータ・黄疸計などユニークな計測機器を国内外のお客様に提供しております。

色計測分野では、自動車や電機、食品などの生産工程において品質管理に用いられる分光測色計の新製品「CM-700」など物体色計測機器の販売が国内及び欧州市場で堅調に推移しました。また、高精細ハイビジョンディスプレイなど光源色を計測する分光放射輝度計「CS-2000」が「第13回アドバンスト ディスプレイ オブ ザ イヤー」のグランプリを受賞するなど、検査・測定分野における当社の技術力が高く評価されました。

三次元計測分野では、三次元デジタルイザの新製品「RANGE（レンジ）7」の販売が国内市場を中心に堅調に推移しました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間における当事業の外部売上高は2,565百万円、営業利益は317百万円となりました。

所在地別セグメントの状況は、次のとおりであります。

(国内)

当地域の外部顧客に対する売上高は132,688百万円、営業利益は29,032百万円となりました。

情報機器事業では、MFP分野はモノクロMFPからの置換え需要が続く一般オフィス向けカラーMFP、並びにプロダクションプリント分野でも、高速カラーMFPを中心に販売拡大に注力し、堅調な販売が続きました。

オプト事業では、TACフィルムの生産能力を大幅に増強し、特に本年初めから投入したVA-TACフィルムの新製品については、大型液晶テレビでの搭載製品の拡大とともに韓国・台湾向けを中心に販売数量は大きく増加しました。また、光ディスク用ピックアップレンズは、BD用ピックアップレンズの販売は引き続き大きく伸長しましたが、現行製品向けの販売は調整が入ったため低調となりました。さらに、ガラス製ハードディスク基板も販売数量は大幅増となり、カメラ付携帯電話向けのマイクロカメラモジュールやレンズユニットも堅調に推移しました。

メディカル&グラフィック事業の医療・ヘルスケア分野では、フィルム市場の縮小により、フィルム販売数量が減少しました。デジタル機器は、診療所市場へ「REGIUS 110」、「REGIUS Unitea」を中心とした電子カルテ・内視鏡等とのトータルソリューションを展開した結果、販売台数は好調に推移しました。一方、印刷分野では、フィルム需要が減少する中、デジタル印刷機の販売拡大に努めましたが、ユーザーの設備投資停滞の影響により、伸び悩みました。

(北米)

当地域の外部顧客に対する売上高は63,990百万円、営業損失が1,162百万円となりました。

特にUSドルに対する大幅な円高による為替換算影響により、売上高、営業利益ともに大きくマイナス影響を受けました。

情報機器事業では、サブプライムローン問題を契機として市場が大きく縮小する中、特に大口顧客での価格競争が予想以上に厳しくなりました。モノクロMFPからの置換えを狙って一般オフィス向けカラーMFPの販売拡大に注力しましたが、新規リース契約に対する与信の厳格化などの影響によりカラーMFPの販売成長が鈍化するとともに、モノクロMFPについては新規設置、置換え需要ともに減退し、総じて販売は伸び悩みました。プロダクションプリント分野でも、高速カラーMFPを中心に販売は伸び悩みました。売上高については、上述の影響に対し、本年6月に買収したDanka Office Imaging社の売上増が寄与しましたが、営業利益については、同買収に係るのれん等の償却費用や販売費用の増加もあり、営業損失となりました。

メディカル&グラフィック事業の医療・ヘルスケア分野では、フィルムレス化の進行により、フィルム販売数量が減少しました。一方、デジタル機器は、クリニック向けを中心に拡販を推進し、販売台数が増加しました。印刷分野では、フィルムレス化の影響により、フィルム販売数量は減少しましたが、CTPプレートは、生産・販売とも着実に拡大を図っております。

(欧州)

当地域の外部顧客に対する売上高は65,615百万円、営業損失は476百万円となりました。

情報機器事業では、当社の強い販売基盤をベースにカラーMFPの販売シェアの維持・拡大に努めましたが、米国発の金融不安が欧州にも波及し、フランス、スペインなど一部市場における新規設置は弱含みで推移しました。プロダクションプリント分野では、高速カラーMFPの新製品を中心に堅調に推移するなど、カラーMFPの販売台数は好調に推移しましたが、モノクロMFPでは価格競争が激しく、販売台数も減少し、全体で粗利率の低下が見られました。

メディカル&グラフィック事業の医療・ヘルスケア分野では、デジタル化進行に伴うフィルム需要の減少により、フィルム販売数量が減少しました。デジタル機器は、国別に販売拡大に取り組み、販売台数が増加しました。印刷分野では、フィルムレス化の影響を受け、フィルム販売は大きく減少しました。

(アジア他)

当地域の外部顧客に対する売上高は15,536百万円、営業利益は1,189百万円となりました。

情報機器事業では、モノクロMFPからの置換え需要が旺盛な一般オフィス向けカラーMFPの販売拡大に注力し、好調に推移しました。

オプト事業では、中国へ生産展開を進めるお取引先への対応を拡大しました。

メディカル&グラフィック事業の医療・ヘルスケア分野では、フィルム販売数量は拡販により増加しており、デジタル機器も拡販に注力し、販売台数が増加しました。

(2) 財政状態の分析

	当第2四半期 連結会計期間末	前連結 会計年度末	増減
総資産 (百万円)	973,855	970,538	3,317
負債 (百万円)	526,060	552,227	△ 26,166
純資産 (百万円)	447,794	418,310	29,484
1株当たり純資産額 (円)	842.27	786.20	56.07
自己資本比率 (%)	45.9	43.0	2.9

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比3,317百万円(0.3%)増加の973,855百万円となりました。

流動資産は8,180百万円(1.5%)減少の548,930百万円(総資産比56.4%)となり、固定資産は11,497百万円(2.8%)増加の424,925百万円(総資産比43.6%)となりました。

流動資産については、設備投資の増加や情報機器事業におけるDanka Office Imaging社の買収などの資金需要及び有利子負債の返済により、現金及び預金が前連結会計年度末比939百万円減少の88,278百万円、現金同等物に含まれる有価証券が16,000百万円減少の17,000百万円となりました。また、前連結会計年度末に増加した受取手形及び売掛金が前連結会計年度末比8,729百万円減少するとともに、未収入金も4,540百万円減少となりました。

一方、たな卸資産は情報機器事業・オプト事業を中心に増加し、前連結会計年度末比3,288百万円増加の136,225百万円となりました。また、在外子会社の会計処理の統一に関する当面の取扱いの適用及び国内のリース取引に関する会計基準の適用に伴い、新たにリース債権及びリース投資資産が15,023百万円計上されました。

固定資産については、有形固定資産はオプト事業を中心に建物及び構築物が前連結会計年度末比2,410百万円増加となりましたが、在外子会社の会計処理の統一に関する当面の取扱いの適用により、貸与資産が7,320百万円減少となったこともあり、前連結会計年度末比6,201百万円減少の239,788百万円となりました。無形固定資産は、主にDanka Office Imaging社の買収によるのれん及びその他無形固定資産の計上に伴い、前連結会計年度末比19,198百万円増加の113,046百万円となりました。また、投資その他の資産は、時価評価による投資有価証券の減少を中心に前連結会計年度末比1,499百万円減少の72,090百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末比26,166百万円(4.7%)減少の526,060百万円(総資産比54.0%)となりました。流動負債は21,543百万円(5.9%)減少の344,027百万円(総資産比35.3%)となり、固定負債は4,623百万円(2.5%)減少の182,032百万円(総資産比18.7%)となりました。特に、有利子負債(長短借入金と社債の合計額)については、さらに返済を進めた結果、20,700百万円減少の205,324百万円となりました。また、未払金の減少(8,087百万円)、未払費用の減少(2,837百万円)が見られ、さらにフォトイメージング事業に係る事業整理損失引当金は、前連結会計年度末比2,210百万円減少の9,517百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末比29,484百万円(7.0%)増加の447,794百万円(総資産比46.0%)となりました。

利益剰余金は、主として四半期純利益の計上29,279百万円、在外子会社の会計処理の統一に関する当面の取扱いの適用による期首利益剰余金の増加5,210百万円、及び配当金の支払いによる減少3,979百万円などにより、前連結会計年度末比30,606百万円増加の207,290百万円となりました。また、その他有価証券評価差額金は759百万円減少しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の1株当たり純資産額は842.27円となり、自己資本比率は前連結会計年度末比2.9ポイントアップの45.9%となりました。

なお、当社においては、安定的な流動性確保、資金効率の向上並びに緊急時の流動性補完を目的に、従来総額80,000百万円であったコミットメントライン(特定融資枠契約)を総額100,000百万円に増額しております。また、そのうち10,000百万円であったマルチカレンシーライン(複数通貨による特定融資枠契約)は、従来の日本円、USドルに加えユーロも借入可能通貨に設定したうえで50,000百万円に増額し、機能の増強を図っております。

(3) キャッシュ・フローの状況

(百万円)

	第2四半期連結会計期間
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,761
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 21,670
計 (フリー・キャッシュ・フロー)	20,090
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,228

当第2四半期連結会計期間の連結キャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローが41,761百万円となり、設備投資を中心とした投資活動によるキャッシュ・フローが21,670百万円のマイナスとなった結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは20,090百万円となりました。

主としてさらなる有利子負債の返済を行った結果、財務活動によるキャッシュ・フローは4,228百万円のマイナスとなりました。現金及び現金同等物に係る換算差額△4,803百万円の調整があり、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、105,234百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益19,100百万円、減価償却費17,763百万円のほか、売上債権、たな卸資産、仕入債務といった運転資本の増8,510百万円が増加の主なもの、フォトイメージング事業の事業整理損失に関する支払い及び法人税等の支払いなどを差し引きした結果、営業活動によるキャッシュ・フローは41,761百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

戦略事業のオプト事業におけるガラス製ハードディスク基板やTACフィルム等の生産能力増強に係わる投資を中心とした有形固定資産の取得による支出20,692百万円などの結果、投資活動によるキャッシュ・フローは21,670百万円のマイナスとなりました。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは20,090百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは4,228百万円のマイナスとなりました。これは、主として有利子負債の返済3,300百万円によるものです。

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当社グループは、「新しい価値の創造」を経営理念に掲げ、イメージングの入出力の領域で新たな感動を創造する革新的な企業グループを目指し、グローバルに事業を展開しております。

経営理念	： 「新しい価値の創造」
経営ビジョン	： 「イメージングの領域で感動創造を与えつづける革新的な企業」 「高度な技術と信頼で市場をリードするグローバル企業」
企業メッセージ	： 「The essentials of imaging」

① 中期経営計画「FORWARD 08」

当社は平成18年5月に、新たな事業付加価値の増大とグループ企業価値の最大化を目指す成長戦略を主旨とする中期経営計画「FORWARD 08」を策定いたしました。本計画は、平成18年度から20年度までの3ヵ年計画であり、以下に掲げる基本方針を骨子としております。

中期経営計画「FORWARD 08」の基本方針

1. グループ総力を挙げての成長を図る

MFP・プリンタやデジタル印刷機、医療機器などを括りとした「機器・サービス事業群」、光学コンポーネントやディスプレイ部材を括りとした「コンポーネント事業群」をグループ成長の両輪と位置づけ、当社グループ各社の枠組みを越えて事業間シナジーを追求し、事業付加価値の増大に取り組んでおります。

2. 新たな企業イメージを構築する

イメージングの領域において、光学・画像・材料・微細加工など当社グループのコア技術を高度に結合させ、お客様のニーズを先取りした革新的かつ高品位な商品とサービスの提供を通じて、当社グループ各社が「お客様のビジネスを成功に導くパートナー」として信頼していただけるよう、技術力・提案力の一層の強化・研鑽に取り組んでおります。

3. グローバルに通用するCSR（企業の社会的責任）経営を推進する

当社グループが将来にわたって持続的に成長を続けていくためには、広く社会から信頼され、「社会にとって必要不可欠な企業グループ」と認められることが重要と考え、グローバルに通用するCSR経営を推進しております。特に、環境対応への社会からの要請が高まる中、当社グループでは省エネ・省資源設計を追求した商品開発や生産、環境に配慮したグリーン調達の推進など、メーカーとしての基本である環境・品質面での取り組みを徹底しております。更には、排出物削減や資源の再活用の推進、有害物質の排出削減など、開発や生産のみならず当社グループの全ての企業活動において常に業界トップクラスを目指した取り組みを展開しております。また、株主・お客様・お取引先・地域社会・従業員など多様なステークホルダーの皆様とのコミュニケーションの強化、社会貢献の充実、コンプライアンスを含む内部統制の強化など、広範囲な取り組みをグローバルに行っております。

② 中期経営計画「FORWARD 08」のブラッシュアップ

当社は、当平成20年度をスタートするにあたり、「中期経営計画「FORWARD 08」のブラッシュアップ」を全面的に行いました。短期的並びに中長期的な視点から各事業領域において重点項目を絞り込み、それらを具体的な時間軸の中でアクションプランに展開して取り組んでおります。数値目標だけにとらわれることなく、将来に向けた当社グループの持続した成長を可能とするために必要となる質的な変革を目指すものであります。

その骨子と当第2四半期連結会計期間における主な進捗状況は以下のとおりです。

1) コア事業の強化・進化：

短期的視点での成長を確実にものにするためには、既存コア事業を更に強化・進化させることが重要と考え、情報機器事業ではカラーMFPでのジャンルトップをより強固なものにすること、また、オプト事業では高機能TACフィルムによる液晶テレビ市場での事業拡大を図ること、などを重点テーマとして取り組んでおります。

(当第2四半期連結会計期間における主な進捗状況)

情報機器事業では、米国市場における一般オフィス及びプロダクションプリント分野での販売体制の強化を目的として、6月に米国の大手ディーラーであるDanka Office Imaging社を買収したの続き、9月にはオランダでの直販強化を目的として、当社の販売代理店であったKN B.V.社を買収する契約を締結するなど積極的な販売基盤の強化に取り組んでおります。

オプト事業では、高機能TACフィルムのシェア維持・拡大を図るため、TACフィルムの第6製造ラインを6月に竣工したのに続き、平成21年秋の稼働を目標に同第7製造ラインの建設にも着手し、生産能力の増強に努めております。

2) コア事業周辺領域での業容拡大：

次の成長のステップとしては、コア事業が持つ事業基盤や技術リソースの展開によって、その周辺領域で業容を拡大することが必須と考え、情報機器事業では機器販売のためのソリューションから更に進化させたサービス事業の展開、医療分野ではコンピュータ解析を用いた画像診断支援事業、などの立ち上げに向けた準備を始めております。

3) 将来事業の育成：

更に中長期の視点で当社グループの持続した成長を見据え、当社独自の有機EL技術を用いて照明分野への参入など新たな将来事業の育成にも取り組んでおります。

4) 成長戦略を支える企業体質強化：

これらの施策を実行していく上では、当社グループの企業体質の一層の強化が重要であります。具体的には、以下の3つの側面からの体質強化を重点的に取り組んでおります。

イ) 開発力や生産力の強化など事業基盤強化：

(当第2四半期連結会計期間における主な進捗状況)

情報機器事業では、更なる成長を加速させるグローバル戦略の一環として、欧州の有力情報機器メーカーであるOce N.V.社と一般オフィスからプロダクションプリント分野まで広範な領域での製品相互供給及び共同開発を骨子とする戦略的業務提携に関して4月に契約を締結し、同社との提携関係を深耕し、特にプロダクションプリント分野での関係を強化拡大しております。

ロ) 成長を支える企業文化・風土・機能の再構築：

(当第2四半期連結会計期間における主な進捗状況)

当社グループ各社が次の成長のステップに向かって絶えず変革し、前進を続けていくための行動指針を策定し、全世界のグループ社員を対象とした社内啓蒙活動を4月より開始し、強化しております。

ハ) 強固な財務体質の確立：

(当第2四半期連結会計期間における主な進捗状況)

一層激化する企業間競争に勝ち残っていくためには、より強固な財務体質を確立することが重要と考え、有利子負債の削減及び自己資本の充実に取り組んでおります。前述のとおり、当第2四半期連結会計期間末の有利子負債残高は前連結会計年度末に比べて20,700百万円減少し、205,324百万円となりました。また、自己資本は前連結会計年度末に比べて29,550百万円増加し、446,716百万円となりました。これに伴い、当第2四半期連結会計期間末の自己資本比率は前連結会計年度末の43.0%から45.9%へ上昇し、負債資本倍率も0.54から0.46へと改善しました。

③ 中期経営計画「FORWARD 08」の進捗状況及び今後の取り組み

本計画の方針に沿った戦略的な投資や事業の取り組みが奏功し、平成18年度及び19年度の2年間は、情報機器事業並びにオプト事業の収益拡大によって売上・利益とも当初目標を上回る実績をあげるなど、本計画は順調に進捗してきました。欧米市場におけるカラーMFPのジャンルトップの確立やプロダクションプリント分野での事業拡大、競争力ある新製品を投入した大型液晶テレビ向け視野角拡大フィルムや他社に先駆けたBD用ピックアップレンズの立ち上げ、垂直磁気記録方式に対応したガラス製ハードディスク基板など、本計画の成長戦略に沿って仕込んできた戦略製品は、それぞれの市場において確固としたポジションを構築しています。

しかしながら、当平成20年度において、米国サブプライムローン問題に端を発した昨年来の金融市場の混乱は、世界的に景気減速懸念を増大させ、今や实体经济への影響が顕在化しています。加えて、急激な為替の円高、原材料並びに資源価格の高騰など当社グループを取り巻く国内外の事業環境は一層厳しさを増しています。

情報機器事業につきましては、当社グループが注力する一般オフィス向けカラーMFP及びプロダクションプリント向け高速MFPに対する需要は中長期的には拡大基調が見込まれるものの、当社の主力市場である欧米各国において減退している企業の設備投資意欲の好転は難しいものと予想されます。また、オプト事業につきましても、当社グループが競争優位性をもつ高機能な光学部材・部品が搭載される大型液晶テレビやDVD製品、パソコン、カメラ付携帯電話などデジタル家電・IT関連製品の最終需要に対する不透明感が、国内外での個人消費の冷え込みによって増大しています。

このような状況に対処するため、当社は中期経営計画「FORWARD 08」を徹底し、「ジャンルトップ戦略」で注力する事業分野における競争力向上の取り組みを一層強化するとともに、グループをあげて生産性の改善やコストダウンの徹底、投資・費用の削減など、収益力向上並びに財務基盤の強化の両面から当社グループの体質強化に向けた取り組みを加速させております。

[参考] 中期経営計画「FORWARD 08」各年度数値目標と実績及び平成20年度予想

(単位：億円)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	中期計画	実績	中期計画	実績	中期計画	年度予想
連結売上高	9,800	10,276	10,200	10,715	11,000	10,350
連結営業利益 (営業利益率)	800 (8%)	1,040 (10%)	920 (9%)	1,196 (11%)	1,100 (10%)	800 (8%)
連結当期純利益	300	725	非公表	688	570	420

(将来に関する記述等についてのご注意)

なお、上記の将来に関する記述は、当社が計画策定時点で入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、リスクや不確定要素を含んだものです。実際の業績は当社を取り巻く経済情勢、市場の動向、為替レートの変動など様々な重要な要素により、大きく異なる可能性があります。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は21,053百万円となりました。

なお、当第2四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況について重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充のうち完了したものは、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	会社名（所在地）	主な設備の内容	金額 (百万円)	完了年月
情報機器事業	コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱ (東京都千代田区)	金型、IT関連	2,313	平成20年7月～9月
	Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc. (New Jersey, U.S.A.)	営業用設備	835	平成20年7月～9月
オプト事業	コニカミノルタオプト㈱ (東京都八王子市)	光学デバイス、液晶フィルム生産設備	3,588	平成20年7月～9月
	Konica Minolta Glass Tech (M) Sdn. Bhd. (Melaka, Malaysia)	光学デバイス等生産設備	3,191	平成20年7月～9月
メディカル& グラフィック事業	コニカミノルタエムジー㈱ (東京都日野市)	医療用機器、材料生産設備	637	平成20年7月～9月
	コニカミノルタテクノプロダクト㈱ (埼玉県狭山市)	医療用機器生産設備	501	平成20年7月～9月
全社	コニカミノルタホールディングス㈱ (東京都千代田区)	建物、IT関連	1,334	平成20年7月～9月

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	531,664,337	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所	—
計	531,664,337	同左	—	—

(注) 東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①新株予約権

当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定ならびに平成17年6月24日開催の当社第101回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成17年8月23日に無償で発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	305 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1) (注) 2
新株予約権の行使期間	平成17年8月23日～平成37年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。 ②前記①にかかわらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えていなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。 ③新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。 ④新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成18年6月23日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成18年8月16日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を平成18年9月1日に発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数(個)	208	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,000	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年9月2日～平成38年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額	1,454 727
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。</p> <p>②前記①にかかわらず、平成37年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えていなかった場合には、平成37年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。</p> <p>③新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。</p> <p>④新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成19年6月21日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成19年8月7日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成19年8月22日に発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数(個)	225	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	112,500	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年8月23日～平成39年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額	1,635 818
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合(但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成38年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年7月1日より平成39年6月30日まで

- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間
新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成20年6月19日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成20年7月22日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成20年8月18日に発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数(個)	256	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	128,000	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年8月19日～平成40年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額	1,419 710
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合(但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。

- (a) 平成39年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年7月1日より平成40年6月30日まで
- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間
新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

②新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2009年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	
第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数(個)	6,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,793,103
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,175 (注) 1
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日～平成21年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,175 資本組入額 1,088
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当ありません。
代用払込みに関する事項	新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしております。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなしております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権付社債の残高(百万円)	30,116

(注) 1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、下記の算式により調整しております。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数を指しております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整しております。

- 2 (1) 当社が組織再編等を行う場合、(i) その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii) その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、さらに(必要な場合において)受託会社が既に合意しているか又は合意できる場合であり、かつ(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項及び信託証書に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならないとされており、「承継会社等」とは、組織再編等(株式交換又は株式移転を除く。)における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社並びに株式交換又は株式移転の場合における当社の親会社となる会社を総称していうものとしております。

(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとしております。

(a) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数としております。

- (b) 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式としております。
 - (c) 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は上記1と同様な調整に服することとなっております。
 - イ 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにしております。
 - ロ 合併、株式交換及び株式移転を除く組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。
 - (d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額としております。
 - (e) 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は当該効力発生日よりも後に上記(1)若しくは下記(3)に定める一定の措置の効力が生じる場合には、当該措置の効力発生日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとしております。
 - (f) その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないこととなっております。
 - (g) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額といたします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (h) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行います。
 - (i) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できないこととしております。
- (3) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、若しくは構築可能でないか、又は、(必要な場合において) 受託会社がこれについて合意していないか、又は(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できないことを受託会社に証明した場合で、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上それが可能である場合には、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供することを企図したスキームの申し出を行い、及び/又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとしております。なお、当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならないとしております。

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	8,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,785,564
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,383 (注) 1
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日～平成28年11月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,383 資本組入額 1,192
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当ありません。
代用払込みに関する事項	新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしております。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなしております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権付社債の残高(百万円)	40,000

(注) 1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、下記の算式により調整しております。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数を指しております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整しております。

- 2 (1) 当社が組織再編等を行う場合、(i) その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii) その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、さらに(必要な場合において)受託会社が既に合意しているか又は合意できる場合であり、かつ(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項及び信託証書に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならないこととされております。「承継会社等」とは、組織再編等(株式交換又は株式移転を除く。)における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社並びに株式交換又は株式移転の場合における当社の親会社となる会社を総称するというものとしております。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとしております。
- (a) 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数としております。
- (b) 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式としております。

- (c) 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は上記1と同様な調整に服することとなっております。
- イ 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにしております。
- ロ 合併、株式交換及び株式移転を除く組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。
- (d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額としております。
- (e) 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は当該効力発生日よりも後に上記(1)若しくは下記(3)に定める一定の措置の効力が生じる場合には、当該措置の効力発生日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとしております。
- (f) その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないこととなっております。
- (g) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額といたします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (h) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行います。
- (i) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1円未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できないこととしております。
- (3) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、若しくは構築可能でないか、又は、(必要な場合において) 受託会社がこれについて合意していないか、又は(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できないことを受託会社に証明した場合で、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上それが可能である場合には、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供することを企図したスキームの申し出を行い、及び/又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとしております。なお、当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならないとしております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年9月30日	—	531,664,337	—	37,519	—	135,592

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	34,157	6.42
ジェーピーモルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	270 Park Avenue, New York, NY 10017, U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	34,078	6.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	29,625	5.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4G)	東京都中央区晴海1-8-11	18,686	3.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	15,494	2.91
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	12,009	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	11,875	2.23
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2-2-2	10,801	2.03
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P. O. Box 351 Boston, Massachusetts 02101, U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	9,273	1.74
大同生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	大阪府大阪市西区江戸堀1-2-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	9,040	1.70
計	—	185,041	34.80

(注) 1 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの関係会社である株式会社三菱東京UFJ銀行ほか5名の共同保有者から大量保有報告書により当社の株式を以下のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日は平成19年12月10日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の 数(千株)	株券等の保有 割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(共同保有)	東京都千代田区丸の内2-7-1	51,715	9.72

2 以下の会社から大量保有報告書により当社の株式を相当数保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日はフィデリティ投信株式会社(共同保有)：平成20年1月15日、テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド(共同保有)：平成20年5月15日、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社(共同保有)：平成20年7月28日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の 数(千株)	株券等の保有 割合(%)
フィデリティ投信株式会社(共同保有)	東京都港区虎ノ門4-3-1	44,548	8.38
テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド(共同保有)	7 Temasek Boulevard, #38-03 Suntec Tower One, Singapore 038987	35,041	6.59
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社(共同保有)	東京都渋谷区広尾1-1-39	33,959	6.39

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,290,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 527,861,500	1,055,723	—
単元未満株式	普通株式 2,512,837	—	1単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	531,664,337	—	—
総株主の議決権	—	1,055,723	—

- (注) 1 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に29,500株(議決権59個)、「単元未満株式」欄の普通株式に436株含まれております。
2 当社所有の自己保有株式が、「単元未満株式」欄の普通株式に209株含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) コニカミノルタ ホールディングス(株)	東京都千代田区丸の内 1-6-1	1,290,000	—	1,290,000	0.24
計	—	1,290,000	—	1,290,000	0.24

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,649	1,997	2,065	1,895	1,795	1,471
最低(円)	1,351	1,463	1,783	1,705	1,467	1,092

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	88,278	89,218
受取手形及び売掛金	226,132	234,862
リース債権及びリース投資資産	15,023	—
有価証券	17,000	33,000
たな卸資産	※2 136,225	※2 132,936
繰延税金資産	37,351	37,086
未収入金	9,744	14,284
その他	24,802	21,330
貸倒引当金	△5,628	△5,608
流動資産合計	548,930	557,110
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	74,226	71,815
機械装置及び運搬具（純額）	83,577	86,088
工具、器具及び備品（純額）	27,392	26,846
土地	35,698	35,961
リース資産（純額）	113	—
建設仮勘定	6,024	5,201
貸与資産（純額）	12,755	20,076
有形固定資産合計	※1 239,788	※1 245,989
無形固定資産		
のれん	83,850	75,809
その他	29,196	18,038
無形固定資産合計	113,046	93,848
投資その他の資産		
投資有価証券	25,666	28,651
長期貸付金	519	430
長期前払費用	3,038	3,589
繰延税金資産	30,394	28,604
その他	12,928	12,743
貸倒引当金	△457	△430
投資その他の資産合計	72,090	73,589
固定資産合計	424,925	413,427
資産合計	973,855	970,538

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	110,009	109,413
短期借入金	82,057	93,875
1年内返済予定の長期借入金	11,353	6,363
1年内償還予定の社債	—	5,000
未払金	46,199	54,286
未払費用	30,518	33,355
未払法人税等	17,583	16,449
賞与引当金	14,703	15,121
役員賞与引当金	122	257
製品保証引当金	2,177	4,342
事業整理損失引当金	9,517	11,727
設備関係支払手形	2,899	2,070
その他	16,886	13,307
流動負債合計	344,027	365,570
固定負債		
社債	70,116	70,166
長期借入金	41,797	50,620
再評価に係る繰延税金負債	3,961	4,010
退職給付引当金	57,220	53,367
役員退職慰労引当金	473	544
その他	8,463	7,946
固定負債合計	182,032	186,656
負債合計	526,060	552,227
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,519	37,519
資本剰余金	204,140	204,140
利益剰余金	207,290	176,684
自己株式	△1,718	△1,340
株主資本合計	447,231	417,003
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,154	2,913
繰延ヘッジ損益	△203	△319
為替換算調整勘定	△2,465	△2,431
評価・換算差額等合計	△515	162
新株予約権	367	286
少数株主持分	710	858
純資産合計	447,794	418,310
負債純資産合計	973,855	970,538

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	532,971
売上原価	289,743
売上総利益	243,227
販売費及び一般管理費	※1 194,557
営業利益	48,670
営業外収益	
受取利息	1,149
受取配当金	359
持分法による投資利益	53
その他	4,154
営業外収益合計	5,717
営業外費用	
支払利息	2,881
為替差損	647
その他	2,982
営業外費用合計	6,510
経常利益	47,877
特別利益	
固定資産売却益	103
投資有価証券売却益	6
関係会社株式売却益	※2 2,803
事業譲渡益	※2 3,063
事業整理損失引当金戻入額	385
その他	※3 458
特別利益合計	6,820
特別損失	
固定資産除売却損	1,085
投資有価証券売却損	0
投資有価証券評価損	42
減損損失	254
事業構造改善費用	※4 1,413
退職給付制度改定損	※5 2,046
特別損失合計	4,842
税金等調整前四半期純利益	49,856
法人税等	20,572
少数株主利益	3
四半期純利益	29,279

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	49,856
減価償却費	33,931
減損損失	254
のれん償却額	4,084
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	127
受取利息及び受取配当金	△1,509
支払利息	2,881
固定資産除売却損益 (△は益)	982
投資有価証券売却及び評価損益 (△は益)	36
関係会社株式売却及び評価損益 (△は益)	△2,803
事業譲渡損益 (△は益)	△3,063
事業整理損失引当金戻入額	△385
事業構造改善費用	1,413
退職給付制度改定損	2,046
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	3,783
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	△2,210
売上債権の増減額 (△は増加)	12,825
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△688
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,303
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△61
リース資産減損勘定の取崩額	△106
貸与資産振替による減少額	△3,314
その他	△8,820
小計	84,956
利息及び配当金の受取額	1,558
利息の支払額	△2,499
特別退職金の支払額	△105
法人税等の支払額	△19,922
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,986

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△34,058
有形固定資産の売却による収入	1,193
無形固定資産の取得による支出	△3,422
事業譲渡による収入	4,585
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	3,177
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△23,954
貸付けによる支出	△3
貸付金の回収による収入	74
投資有価証券の取得による支出	△152
投資有価証券の売却による収入	8
その他の投資による支出	△737
その他	107
投資活動によるキャッシュ・フロー	△53,182
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△10,734
長期借入れによる収入	375
長期借入金の返済による支出	△4,182
社債の償還による支出	△5,000
リース債務の返済による支出	△1,364
自己株式の売却による収入	92
自己株式の取得による支出	△471
配当金の支払額	△3,972
少数株主への配当金の支払額	△268
財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,526
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,729
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△17,451
現金及び現金同等物の期首残高	122,187
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	498
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 105,234

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1	<p>連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より持分法適用子会社であったKonica Minolta Business Solutions Russia LLC、非連結子会社であったKonica Minolta Business Solutions Greece S.A.、Konica Minolta Business Solutions Romania s.r.l.は重要性が増したため、連結子会社としております。Konica Minolta Danka Imaging Company、Konica Minolta Business Solutions (Ideal) Ltd.は買収により新規に連結子会社としております。</p> <p>第1四半期連結会計期間において、Konica Minolta Business Solutions (WUHAN) Co., Ltd.は清算終了により、Konica Minolta Headquarters North America, Inc.は連結子会社であるKonica Minolta Holdings U.S.A., Inc.が吸収合併したため、Konica Minolta Printing Solutions Nordic ABは連結子会社であるKonica Minolta Business Solutions Sweden ABが吸収合併したため、コニカミノルタアイディーシステム(株)は売却により、連結子会社から除外しております。また当第2四半期連結会計期間において、Konica Minolta Manufacturing U.S.A., Inc.、Konica Minolta Photo Imaging Malaysia Sdn. Bhd.は清算終了により、連結子会社から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 107社</p>
2	<p>持分法の適用に関する事項の変更</p> <p>(1) 持分法適用非連結子会社</p> <p>① 持分法適用非連結子会社の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間において、Konica Minolta Business Solutions Russia LLCは連結子会社への区分変更により、持分法の適用から除外しております。また当第2四半期連結会計期間において、Konica Minolta Photo Imaging (Thailand) Co., Ltd.は清算終了により持分法の適用から除外しております。</p> <p>② 変更後の持分法適用非連結子会社の数 6社</p> <p>(2) 持分法適用関連会社</p> <p>当第2四半期連結累計期間において、持分法適用関連会社に変更はありません。</p>
3	<p>連結子会社の事業年度等に関する事項の変更</p> <p>従来、連結子会社のうち、決算日が12月31日であったVeenman Deutschland GmbHについては、同日現在の財務諸表を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整をおこなってりましたが、決算日を3月31日に変更したことにより、当第2四半期連結累計期間については、平成20年1月1日から平成20年9月30日までの9ヶ月間を連結しております。また、決算日が12月31日であったKonica Minolta Business Solutions Greece S.A.については、第1四半期連結会計期間より連結子会社とするにあたって、決算日を3月31日に変更したことにより、当第2四半期連結累計期間については、平成20年1月1日から平成20年9月30日までの9ヶ月間を連結しております。</p>
4	<p>会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準及び評価方法については、主として総平均法による原価法から主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間における売上総利益及び営業利益が1,214百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が32百万円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響額は軽微であります。また、当第2四半期連結貸借対照表への主な影響としては、「リース債権及びリース投資資産」が15,023百万円増加しております。

(3) リース取引に関する会計基準等の適用

(借主側)

当社及び国内連結子会社は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。

四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、従来、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に計上されていたリース料のうち、リース債務の返済相当額の支払は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に計上する方法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結キャッシュ・フロー計算書への影響額は軽微であります。

(4) サービス費用の計上区分

従来、一部の連結子会社についてはMFP（デジタル複合機）等のサービス売上高に対応したサービス費用を「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、当連結会計年度より適用となる内部統制報告制度の導入を契機に当社グループの会計方針の整備を行った結果、第1四半期連結会計期間より当該費用の計上を「売上原価」に統一しました。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間における売上総利益が15,391百万円減少しております。

(5) たな卸資産廃棄損の計上区分

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が国内連結子会社に適用されるのを契機に当社グループの会計方針の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、たな卸資産廃棄損の計上を「売上原価」に統一しました。

これにより当該費用を「営業外費用」に計上しておりました一部の海外連結子会社についても「売上原価」に計上する方法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間における売上総利益及び営業利益が1,259百万円それぞれ減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1	一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第2四半期連結会計期間末の一般債権の貸倒見積高算定に関しては、貸倒実績率に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
2	棚卸資産の評価方法 当第2四半期連結会計期間末の棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3	繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
税金費用の計算	当連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
重要な減価償却資産の償却の方法	有形固定資産 法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）に伴い、法定耐用年数及び資産区分が見直されました。これにより当社及び国内連結子会社の機械装置については、第1四半期連結会計期間より、改正後の法人税法に基づく法定耐用年数及び資産区分による償却方法に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間における営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益が、それぞれ3,136百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
※1	有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 415,666 百万円	※1	有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 413,324 百万円
※2	商品及び製品 86,676 百万円 仕掛品 23,088 〃 原材料及び貯蔵品 26,461 〃	※2	商品及び製品 84,286 百万円 仕掛品 23,120 〃 原材料及び貯蔵品 25,530 〃
3	保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入やリース債務等に対し、2,586百万円の債務保証を行っております。 上記の外、取引先の金融機関からの借入に対し、64百万円の保証予約を行っております。	3	保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入やリース債務等に対し、3,189百万円の債務保証を行っております。 上記の外、取引先の金融機関からの借入に対し、76百万円の保証予約を行っております。

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※1	販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 6,750 百万円 運送保管料 11,092 〃 広告宣伝費 10,256 〃 給料賃金 42,666 〃 賞与引当金繰入額 5,734 〃 研究開発費 41,908 〃 減価償却費 7,969 〃 退職給付費用 2,793 〃 貸倒引当金繰入額 498 〃
※2	関係会社株式売却益及び事業譲渡益は、メディカル&グラフィック事業に属する国内子会社及び同関連事業資産を当社グループ外に譲渡したことによるものであります。
※3	その他の特別利益は、米国の販売子会社における米国州法に基づく返還義務額等の減額によるものであります。
※4	事業構造改善費用は、主にドイツ子会社における買収後の組織再編に伴う退職金等、メディカル&グラフィック事業における事業再編に伴う設備撤去費用及び退職金等、によるものであります。
※5	退職給付制度改定損は、国内子会社における退職給付制度変更に伴う過去勤務債務の一括処理によるものであります。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
※1	販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 3,817 百万円 運送保管料 5,726 〃 広告宣伝費 5,640 〃 給料賃金 21,580 〃 賞与引当金繰入額 2,594 〃 研究開発費 21,038 〃 減価償却費 4,280 〃 退職給付費用 1,508 〃 貸倒引当金繰入額 246 〃
※2	在外子会社におけるその他の特別利益は、米国の販売子会社における米国州法に基づく返還義務額等の減額によるものであります。
※3	事業構造改善費用は、メディカル&グラフィック事業における事業再編に伴う設備撤去費用及び退職金等によるものであります。
※4	退職給付制度改定損は、国内子会社における退職給付制度変更に伴う過去勤務債務の一括処理によるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	88,278百万円
有価証券	17,000 "
計	105,278百万円
預入期間が3か月超の定期預金	△ 44 "
現金及び現金同等物	105,234百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び
当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	531,664,337

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,290,209

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	344,500	367

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月9日 取締役会	普通株式	3,979	7.50	平成20年3月31日	平成20年5月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、
配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	5,303	10.00	平成20年9月30日	平成20年11月27日	利益剰余金

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	37,519	204,140	176,684	△ 1,340	417,003
当第2四半期連結会計期間末までの変動額					
剰余金の配当			△ 3,979		△ 3,979
四半期純利益			29,279		29,279
連結範囲の異動 ※1			96		96
在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 ※2			5,210		5,210
自己株式の取得				△ 471	△ 471
自己株式の処分			△ 1	93	92
当第2四半期連結会計期間末までの変動額合計	—	—	30,606	△ 377	30,228
当第2四半期連結会計期間末残高	37,519	204,140	207,290	△ 1,718	447,231

※ 1 新規連結により利益剰余金が96百万円増加しております。

※ 2 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な処理を行っております。これにより利益剰余金が5,210百万円増加しております。

(リース取引関係)

既存分のリース取引で所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第2四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(1) 通貨関連

区分	種類	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	34,201	—	32,977	1,224
	ユーロ	37,491	—	34,746	2,745
	買建				
	米ドル	12,417	—	12,078	△ 338
	その他	183	—	172	△ 10
	計	84,294	—	79,975	3,620
	通貨スワップ取引				
受取米ドル/支払円	40,736	—	1,379	1,379	
計	40,736	—	1,379	1,379	

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引については、先物為替相場によっております。

通貨スワップ取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2 ヘッジ会計及び特例処理が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(2) 金利関連

区分	種類	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引				
	支払固定/受取変動	11,924	11,924	42	42

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格によっております。

2 ヘッジ会計及び特例処理が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	情報機器 事業 (百万円)	オプト 事業 (百万円)	メディカ ル&グラ フィック 事業 (百万円)	計測機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	177,067	58,383	34,945	2,565	4,868	277,831	—	277,831
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,204	293	550	134	16,656	18,839	(18,839)	—
計	178,272	58,677	35,495	2,699	21,525	296,670	(18,839)	277,831
営業費用	163,099	48,563	34,057	2,381	20,341	268,444	(14,805)	253,638
営業利益	15,173	10,114	1,438	317	1,183	28,226	(4,034)	24,192

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	情報機器 事業 (百万円)	オプト 事業 (百万円)	メディカ ル&グラ フィック 事業 (百万円)	計測機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	343,782	109,440	66,234	4,926	8,588	532,971	—	532,971
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,267	539	1,052	323	31,144	35,327	(35,327)	—
計	346,050	109,979	67,286	5,249	39,732	568,298	(35,327)	532,971
営業費用	313,730	91,017	64,429	4,734	38,088	512,000	(27,699)	484,300
営業利益	32,319	18,962	2,856	514	1,643	56,298	(7,627)	48,670

(注) 1 事業区分の方法：製品の種類・販売市場の類似性、事業及び事業管理の実態に基づき、情報機器事業、オプト事業、メディカル&グラフィック事業、計測機器事業及びその他事業の5つのセグメントに区分しております。

2 各事業に属する主要製品の名称

事業区分	主要製品
情報機器事業	MFP、プリンタ 他
オプト事業	光学デバイス、電子材料 他
メディカル&グラフィック事業	医療、印刷用製品 他
計測機器事業	産業用、医用計測機器 他
その他事業	上記製品群に含まれないもの

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、当第2四半期連結会計期間では8,287百万円、当第2四半期連結累計期間では15,889百万円であり、その主なものは、純粋持株会社の基礎的研究費及び本社機能に係る費用であります。

4 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を適用し、評価基準及び評価方法については、主として総平均法による原価法から主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業費用は、情報機器事業で279百万円、オプト事業で723百万円、メディカル&グラフィック事業で205百万円、その他事業で14百万円増加し、営業利益が同額減少し、また計測機器事業で営業費用が8百万円減少し、営業利益が同額増加しております。

(2) たな卸資産廃棄損の計上区分

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が国内連結子会社に適用されるのを契機に当社グループの会計方針の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、たな卸資産廃棄損の計上を「売上原価」に統一しました。これにより、当該費用を「営業外費用」に計上しておりました一部の海外連結子会社についても「売上原価」に計上する方法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業費用は、情報機器事業で961百万円、オプト事業で109百万円、メディカル&グラフィック事業で164百万円、計測機器事業で7百万円、その他事業で16百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

5 有形固定資産の償却の方法の変更

当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、機械装置については、改正後の法人税法に基づく耐用年数及び資産区分による償却方法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業費用は、情報機器事業で167百万円、オプト事業で2,930百万円、メディカル&グラフィック事業で25百万円、その他事業で12百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	132,688	63,990	65,615	15,536	277,831	—	277,831
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	76,316	782	594	54,597	132,292	(132,292)	—
計	209,005	64,773	66,210	70,134	410,123	(132,292)	277,831
営業費用	179,973	65,935	66,686	68,944	381,540	(127,901)	253,638
営業利益(△営業損失)	29,032	△1,162	△476	1,189	28,583	(4,390)	24,192

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	248,410	116,049	138,248	30,262	532,971	—	532,971
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	158,389	1,465	1,267	106,259	267,382	(267,382)	—
計	406,800	117,514	139,516	136,522	800,353	(267,382)	532,971
営業費用	350,251	119,462	139,473	133,283	742,470	(258,170)	484,300
営業利益(△営業損失)	56,548	△1,947	43	3,238	57,883	(9,212)	48,670

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
- (1) 北米……………米国、カナダ
- (2) 欧州……………ドイツ、フランス、イギリス
- (3) アジア他……オーストラリア、中国、シンガポール
- 3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、当第2四半期連結会計期間では8,287百万円、当第2四半期連結累計期間では15,889百万円であり、その主なものは、純粋持株会社の基礎的研究費及び本社機能に係る費用であります。
- 4 会計処理基準に関する事項の変更
- (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用
- 国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準及び評価方法については、主として総平均法による原価法から主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)に変更しております。
- この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業費用は、日本で1,214百万円増加し、営業利益が同額減少しております。
- (2) たな卸資産廃棄損の計上区分
- 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が国内連結子会社に適用されるのを契機に当社グループの会計方針の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、たな卸資産廃棄損の計上を「売上原価」に統一しました。
- これにより当該費用を「営業外費用」に計上しておりました一部の海外連結子会社についても「売上原価」に計上する方法に変更しております。
- この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業費用は、北米で489百万円、欧州で647百万円、アジア他で121百万円増加し、営業利益が同額減少しております。
- 5 有形固定資産の償却の方法の変更
- 当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、機械装置については、改正後の法人税法に基づく耐用年数及び資産区分による償却方法に変更しております。
- この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業費用は、日本で3,136百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	北 米	欧 州	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	65,524	73,777	65,276	204,578
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	277,831
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	23.5	26.6	23.5	73.6

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	北 米	欧 州	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	119,636	152,120	119,786	391,542
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	532,971
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.5	28.5	22.5	73.5

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2 各区分に属する主な国又は地域
- (1) 北米……………米国、カナダ
- (2) 欧州……………ドイツ、フランス、イギリス
- (3) アジア他……オーストラリア、中国、シンガポール
- 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	842.27円	1株当たり純資産額	786.20円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	55.19円	1株当たり四半期純利益	21.96円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	52.08円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	20.72円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	29,279	11,651
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	29,279	11,651
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	530,528	530,457
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (百万円) 受取利息(税額相当額控除後)	△36	△18
四半期純利益調整額(百万円)	△36	△18
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株) 転換社債型新株予約権付社債 新株予約権	30,578 403	30,578 432
普通株式増加数(千株)	30,981	31,011
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年10月30日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ①配当金の総額 | 5,303百万円 |
| ②1株当たりの配当額 | 10円00銭 |
| ③支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成20年11月27日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月10日

コニカミノルタホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前野 充次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森本 泰行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月12日

【会社名】 コニカミノルタホールディングス株式会社

【英訳名】 KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長 太田 義 勝

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役 松 本 泰 男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役代表執行役社長太田義勝及び当社最高財務責任者松本泰男は、当社の第105期第2四半期(自平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。